

(論点)

② 常用労働者毎月末現在数の合計

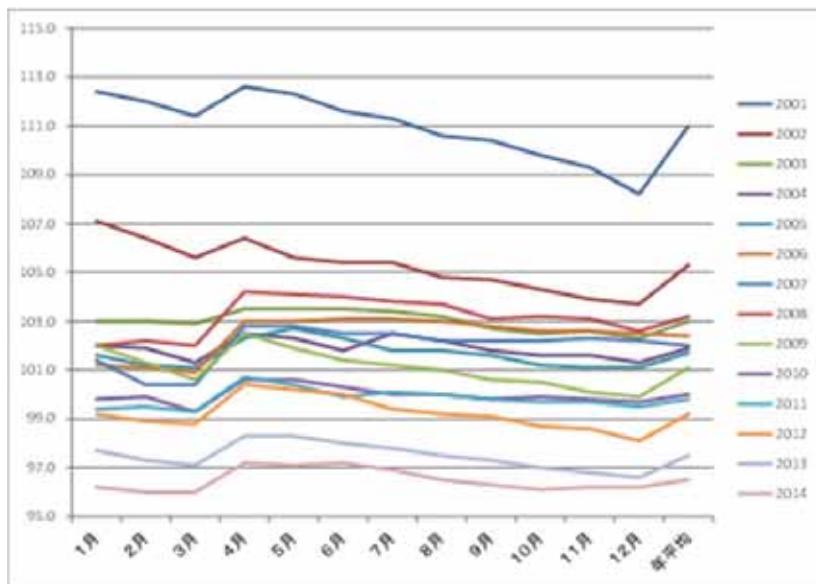
a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい。

<回答>

本調査事項は1人当たりの生産性を求めるために設けていた事項です。

工業統計調査の従前の実施期日である12月31日は下表のとおり、従業者数の結果に特殊性のある期日であり、通年の平均的な数値を把握することは困難です。そこで、12月31日現在で得られたデータを補正する情報として、本事項から毎月末現在の平均を求めていました。

月別、年平均の比較  
(製造業 指数(縦軸)) (2001年から2014年)



出典：厚生労働省 毎月勤労統計調査

b 本調査事項を削除することにより、今後、調査結果の利活用の面で支障は生じないか。

<回答>

従前から、本調査事項単体での利用ニーズはなく、今回の変更により、本調査の実施期日が6月1日になり、通年の平均的な数値が直接把握できることとなるため、削除に問題はないと考えます。

(論点)

③ リース契約による契約額及び支払額

a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい。

<回答>

本調査事項は、「統計行政の新中・長期構想」（平成7年3月10日統計審議会諮問第242号答申）において「企業の有形固定資産の把握への取組が課題である」とされ、「生産施設・設備等のリースレンタル化の進行などの変化がみられる状況を踏まえ、所有者よりも使用者に、簿価よりも時価に着目すべきであり、究極的にはストックの原材料が把握されることが望まれる」と指摘されたことを受け、ストック統計を把握する上で、既存の有形固定資産関連事項では把握できていないリース額（すなわち、所有権移転外リースのうち、売買として経理処理されていない額）を補完する形で、平成11年から調査を開始したものであり、当初からリース額の全体像をとらえようとした調査事項ではありません。

b 本調査で実態の把握が困難となっている背景事情としてどのようなものがあるか。

<回答>

平成19年に会計基準等が変更され、所有権移転外ファイナンスリースについて、大企業及び中小企業の多くは売買処理として経理処理されることになり、有形固定資産に関する事項において把握されることとなり、現状、本調査事項の記載の対象となる事業所はリースを売買処理として経理処理していない一部の企業となりました。

こういった状況を踏まえ、本調査事項の在り方を検討してきたところですが、企業の経理部門の集約化が進んだことにより、リースの一括調達がされ、事業所ごとの記入が困難であるといったことや、中小企業は経費として他のものもまとめて計上することも多く、リースとして把握できず記入が困難であるといったことが報告者から指摘されるようになり、かつ、報告される金額もピーク時の半分以下になるなど減少傾向であることから、今回削除を申請しました。

c 本調査事項について、報告者からどのような指摘があるか。また、過去の記入状況はどうななものか。

<回答>

報告者からはリースは本社で契約し支払いは本社で管理している、他工場と一括処理しているという指摘がありました。

リース契約額及び支払額事項の記入事業所数及び記入額

	30人以上 (甲)個票数	リース契約額 に記載があ る個票数	リース支払額 に記載があ る個票数	リース契約額 または リース支払額 に記載があ る個票数	リース契約による 契約額及び支払額	
					契約額 (百万円)	支払額 (百万円)
平成19年	47,682	41,635	40,801	44,246	1,107,398	1,429,433
平成20年	46,455	29,538	37,176	37,629	928,182	1,318,892
平成25年	43,459	13,798	32,060	32,079	426,529	725,622

d 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、ファイナンスリースについての指摘があるが、今回の変更により取組に影響はないか。

<回答>

ファイナンスリースについての統計整備が必要であれば、製造業のみだけではなく、全産業網羅的な把握が必要と考えられること、また、リースサービスの使用者サイドからではなく、供給サイドからの調査の可能性が考えられることから、別途検討すべき事項かと考えます。

e 本調査事項を削除することにより、今後、調査結果の利活用の面で支障は生じないか。

<回答>

当該結果を利用した実績は見当たりませんでした。

## (論点)

### ④ 製造品の在庫額等 品目別製造品在庫額（数量、金額）

a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい。

<回答>

当初は「製造品出荷額」ではなく、「品目別生産額」を調査しており、「品目別生産額」と「品目別在庫額」を並べて調査していました。昭和25年より、「品目別製造品出荷額」を調査することで、「品目別生産額」と、「品目別在庫額」は廃止しています。

しかしながら、昭和29年に、在庫を調査することにより、在庫投資を知るとともに、出荷額と併せて生産額の計算を可能にすることを目的として「製造品の在庫額計」の年初、年末とあわせて「品目別製造品在庫額」を調査事項としています。その後、在庫額に製造品の「半製品及び仕掛品計」を追加しています。

b 本調査で実態の把握が困難となっている背景事情としてどのようなものがあるか。

<回答>

当該調査事項は製造品の品目別出荷額に対応して品目別在庫数量と金額を調べるものですが、web調査（1,730事業所、うち工業統計の調査票に回答等をした経験のある回答者は1,537事業所、品目別製造品在庫額について記入が困難であると回答した事業所は516事業所）のうち、「帳簿上の品目別の管理項目と工業統計調査の品目が異なる」と回答した事業所が16.5%となっており、事業所にとっては品目毎の数量、金額の把握をすることが困難となっています。

c 本調査事項について、報告者からどのような指摘があるか。また、過去の記入状況はどのようなものか。

<回答>

事業所に行ったヒアリングでは、「出荷額は何とか対処可能だが、在庫額については品目の種類区分ごとに細かく数字を押さえることが困難である」、「必要なデータを持ってきて、内訳別に加工し、記入しなければならぬので大きな負担である」という指摘がありました。

品目別製造品在庫額に困難・問題等のある理由について（複数回答）

	件数	構成比(%)
帳簿上の品目別の管理項目と異なる	85	16.5
在庫は棚卸が終わらないと数値を出せない	169	32.8
最終製品ではないため、価格換算ができない	62	12.0
転売品を含めた品目管理しかしていない	13	2.5
工場別の管理をしていない	94	18.2
数量については管理していない	39	7.6

d 本調査事項は、国民経済計算や産業連関表における推計の基礎資料として利用されているものと想定されるが、これらの作成担当部局との調整はどのようにになっているか。本調査事項の廃止に伴う代替措置は予定されているのか。

<回答>

国民経済計算及び産業連関表の作成部局にも意見照会したところ、双方とも廃止してよいという回答がなされています。

このうち、国民経済計算については、そもそも当該事項を基礎資料として使用していないとのことでした。

一方、産業連関表については、現状、次のような「品目別在庫純増の推計資料」として当該事項を用いて作成しております。

まず、産業連関表は経済センサス - 活動調査（以下、活動調査）の対象年次にあわせて作成されておりますが、活動調査では、品目別の在庫額について年末時点のものしか把握されていないため、

「(活動調査から得られる品目別年末在庫額) - (前年の工業統計調査から得られる品目別年末在庫額)」（※ 30人以上の事業所のデータ）

により、当該推計資料を得る方法がとられています。

よって、今回の変更で、この推計手法では、当該推計資料が得られなくなりますが、別途、半製品仕掛品在庫純増を推計する際の手法である「製造品」の年初、年末と「品目別製造品出荷額」を用いて推計する手法が代替案として想定されます。試行的に平成23年の品目別在庫額について、実際に調査票に記入された値と、（「製造品年末在庫」×（「品目別製造品出荷額」／「製造品出荷額合計」）で推計した値を比較したところ、近似する値（平均誤差3%、産業連関表で用いる細分類ベース）が得されました。

したがって、今回の変更により、品目別在庫額のデータが削除されたとしても、基本的に支障がないと判断しているところです。

(論点)

⑤ 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額(年間)

a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい。

<回答>

付加価値額を算出するために設けた事項と考えられます。

b 本調査事項を用いて、付加価値額はどのように推計されていたのか。

<回答>

以下のとおりとなっています。

付加価値額 = 出荷額等合計 + 年末在庫（製造品 + 半製品）額 - 年初在庫（製造品 + 半製品）額 - （内国消費税額 + 推計消費税額） - 原材料使用額等 - 減価償却額

「推計消費税額」の推計方法

<消費税込抜 = 未選択または1の時>

【甲】 {出荷額等合計 × (1 - (直接輸出額の割合 ÷ 100)) - (原材料使用額等 + (年末在庫原材料 - 年初在庫原材料)) - (取得有形計 + (建仮の増 - 建仮の減)) } ÷ (1 + 税率) × 税率

【乙】 {出荷額等合計 × (1 - (直接輸出額の割合 ÷ 100)) - 原材料使用額等} ÷ (1 + 税率) × 税率

<消費税込抜 = 2の場合>

【甲】 { ( (出荷額等合計 × (1 - (直接輸出額の割合 ÷ 100)) - 原材料使用額等) ÷ (1 + 税率) ) - ( (年末在庫原材料 - 年初在庫原材料) - (取得有形計 + (建仮の増 - 建仮の減)) ) } × 税率

【乙】 {出荷額等合計 × (1 - (直接輸出額の割合 ÷ 100)) - 原材料使用額等} ÷ (1 + 税率) × 税率

c 本調査事項について、他の調査事項及び税率を活用した推計で代替可能とのことであるが、どのような推計手法を想定しているのか。

<回答>

推計手法は、酒税、たばこ税、揮発油税がかかるべき品目の出荷額もしくは数量をもとに、別途調査する直接輸出の割合から国内向けの出荷額を推定し、酒税・たばこ税、揮発油税の各適用税率を乗じて算出することを想定しています。

d これまで本調査で把握していた数値と今回想定している推計手法でどの程度の乖離が生じるのか。

<回答> (別紙2参照)

推計の検証を行った結果、平成22年及び平成24年では0.1%、平成25年では2.8%の乖離となりました。

(論点)

⑥ 工業用地及び用水の一部

a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい。

<回答>

工業用地は工業用地確保及び工場の適正配置を図るための基礎資料を得ることを目的とし、また、工業用水は需給状況や井戸水の使用による地盤沈下の状況を把握するため、昭和36年に付帯調査として実施した後、昭和38年に本調査として実施しました。

b 平成25年の統計委員会審議（諮問第55号）の際に、工業用地及び用水については、調査実施者の説明を踏まえ、利用ニーズの観点から継続して把握すると結論づけられたものである。今回、その一部を削除するに当たり、どのような背景事情の激変があったのか。

<回答>

確かに、平成25年における本調査の審議の際には、工業用地及び用水について、「地方自治体から、この部分に関する調査票情報の二次利用申請が毎年20～30件程度あり、企業誘致や公共下水道事業計画などに活用されており、調査事項の簡素化は困難」と回答したところですが、平成26年に利用状況及び目的などを再度詳細に調べた結果、利用者に一般ユーザーはほとんどなく、前回の諮問で示した地方自治体の利用については国（国土交通省水管理・国土保全局、厚生労働省健康局、環境省水・大気環境局）からの依頼が大勢を占めていることがわかりました。このため、改めて国の担当部局にヒアリングした結果、「現状の調査事項を利用しているものの、作成資料に与える影響が小さいものなどもあり、報告者負担等も考慮すれば、削減はやむを得ない」とされた項目がありました。一方で、「施策上どうしても必要であり、報告者負担が大きくとも強く継続を望む」とされた項目もあり、工業統計調査で把握が必要とされる調査事項があることがわかりました。

なお、当該事項は報告者の観点からみると数値把握の困難性から未記入等が多く、結果精度の観点からも政策ニーズを満たしていないことがわかりました。

c 今回の変更において、廃止する調査事項と引き続き把握する調査事項の違いは何か。  
(他統計による代替及び調査結果の利活用の両面から御説明いただきたい。)

<回答>

前述のヒアリングの結果、敷地面積、工業用水道、上水道、井戸水は政策的な観点から引き続き調査をして欲しいという経済産業省内の強い要望がありました。一方で、建築面積、延べ建築面積、回収水、海水、用途別用水量に関しては必要性が薄いといえます。

なお、削除する項目については、工場立地法（昭和34年3月20日法律第24号）に基づく各種届出等を活用することで、一定程度類似の情報が得られると考えられます。

### (3) 集計事項

集計事項について、従前「速報、産業編概要版、産業編、品目編、市町村編、用地用水編、工業地区編、企業編及び詳細情報」といった9つの集計表で公表していたものを、「産業別統計表、品目別統計表及び地域別統計表」の3つの集計表に再編する。

#### (論点)

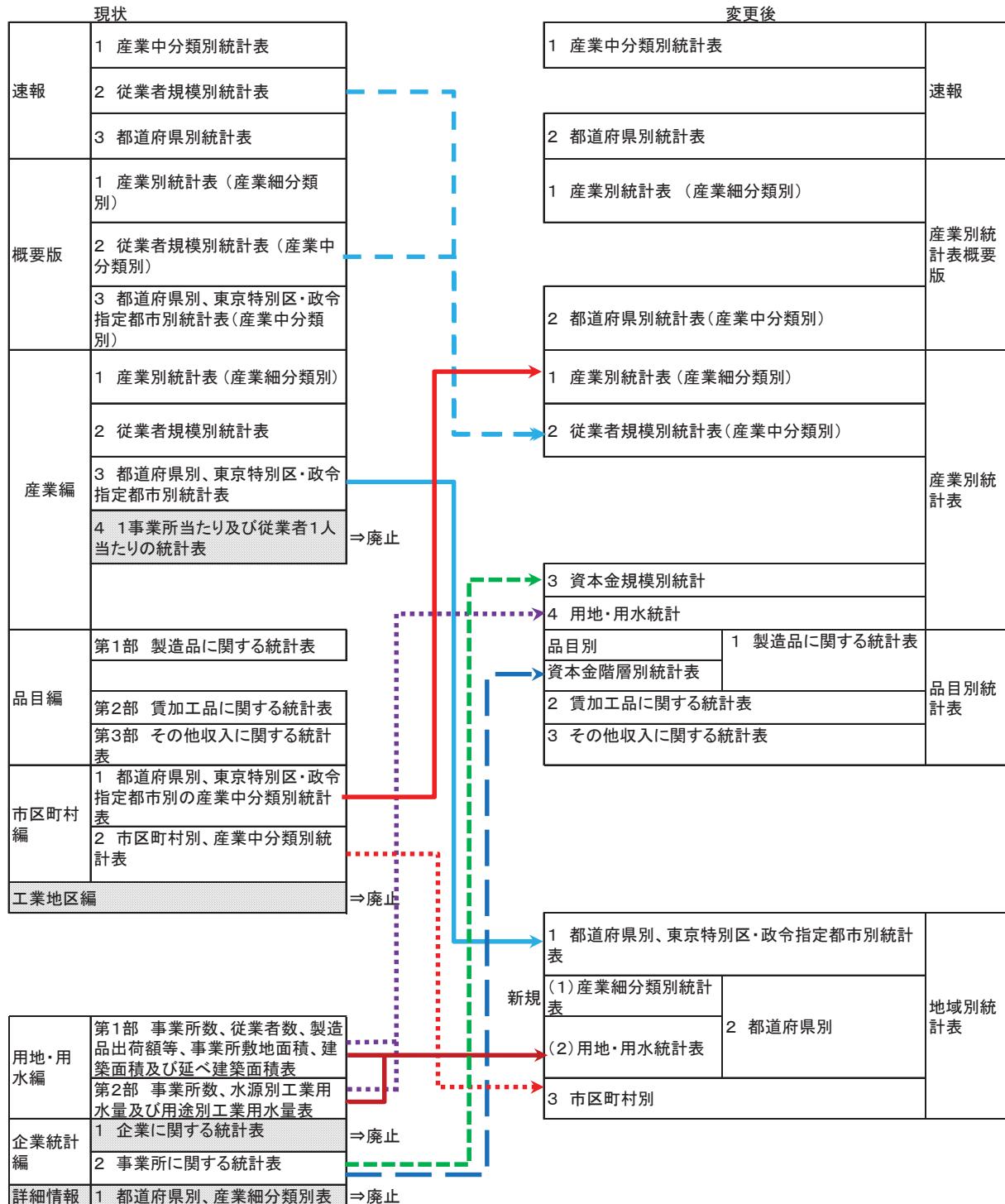
- a 今回の集計事項の再編の詳細は、どのようなものか。

<回答>

今回の再編は、調査期日の変更に伴う公表時期の遅れを最小限にするために、同じような表が各編に渡って掲載されていた重複を排除するとともに、利用ニーズの低いものを廃止することにより、集計作業を効率化することを目的とするものです。

現状と変更後の対応関係は、以下のとおりですが、利用ニーズの高い統計表については、構成が変わっても、引き続き作成することにしており、利活用に支障が生じることはないと考えております。

集計事項の現状と変更後の対応表  
(同じ行は基本的に同様の集計事項)



**b どのような集計表が廃止されるのか。（利活用状況や秘匿状況等を御説明いただきたい）**

<回答>

今回廃止を予定している集計表は、利用ニーズが低いと思われるものです。

- ① 工業地区編は、近年、データ取得処理環境が変化していることから、従来型のものであればインターネットで公表されている工業統計表、全国地方公共団体コード及び工業適地調査の結果を用いることにより集計が可能です。また、既に地方公共団体は二次利用申請して、地方政策ニーズにあった集計公表を行っていることから、今回廃止します。
- ② 企業統計編は、事業所単位のデータを積み上げ、企業単位として集計・公表してきたものですが、これらのデータには、工業統計調査の対象外である管理補助的事業所、卸売事業所等が含まれておらず、企業の全体像を把握しているとは必ずしもいえません。一方、他統計（企業活動基本調査や経済センサス・活動調査）で製造業の企業統計の整備がされたこともあり、工業統計における本集計表の役割は低下したものと思われ、今回廃止します。
- ③ 詳細情報は秘匿数が5割弱となり、利用者にとっては利便性のよくない表となっており、利活用も年間数件となっているため廃止します。

なお、参考までに、利活用の状況をホームページビューでみると、公表後直近3ヶ月後のユニークダウンロード数は以下のとおりです。

24年公表物 1日当たりユニークダウンロード数  
(公表後直近3ヶ月の土日を除いた1日平均)

産業編概要版	107.3
品目編	104.6
産業編	128.3
用地・用水編	14.5
市区町村編	129.9
工業地区編	21.9
企業編	42.1

※ユニークダウンロード数とは、サイトを訪問した重複しないビズター数。

ビズターが一日に複数回訪問しても、一度だけカウント。

**c 今回の集計事項の再編を踏まえ、公表スケジュールはどのように変化するか**

<回答>

正確な統計を作成するために、調査により得られたデータの審査期間は従前同様必要と考えておりますが、速報公表後のスケジュールについては、今回予定している再編・整理より、数か月の短縮を予定しております。

なお、データ提供を求められているSNA確々報への影響としては、このスケジュールの短縮により、問題ありません。

## 実査期日の変更及び集計事項の見直しによる公表スケジュールへの影響

		平成28年度												平成29年度											
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
従前	調査実施													速報公表	確報確定	調査実施	審査等期間 (約8か月)	確報審査 (約5か月)	確報順次公表 (約5か月)	確報確定	確報順次公表 (約3か月)	確報審査 (約3か月)	SNA確報	SNA確報	
変更案	(参考)従前																								
(参考)変更案																									

注1 SNA確報へのデータ提供について、従前は調査対象年の翌年の9月上旬に工業統計速報データを提供していた。

注2 従前は調査対象年の翌々年の2月上旬に工業統計速報データを提供していた。

注3 SNA確報では、センサス活動調査の実施日変更に伴い、活動調査及び工業統計速報のデータは利用しないこととした。(推計方法は内閣府が別途検証)

注4 SNA確報では、調査対象年の翌々年8月中旬までの提供を求められているが、確報審査期間の短縮などによりそれ以前の提供が可能。

## 2 統計委員会諮問第55号の答申（平成25年9月27日付け府統委第123号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会諮問第55号の答申時において、以下の検討課題が指摘されており、調査実施者である経済産業省における対応状況の適否等について、検討する必要がある。

### ア 調査方法の変更に関する検証について

経済産業省は、民間委託により調査対象事業所を拡大させることに伴う結果について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行う必要がある。その上で、当該検証結果から、結果精度の維持への影響が大きいことが確認された場合は、調査方法の変更に関する検討を行う必要がある。

### イ 報告者負担の軽減方策（プレプリント事項の拡大）について

経済産業省は、報告者負担の軽減、国が把握している統計データの報告者への還元等の観点から、大勢において変化のない項目については、情報の機密保護を考慮しつつ、更なるプレプリント事項の拡大の可能性について、検討を行う必要がある。

## （論点）

### ＜ア関係＞

- a 現状において民間委託されている業務内容について、再説明願いたい。

### ＜回答＞

製造事業所を複数有する企業傘下の事業所について、調査票の印刷、梱包発送を個別に外注し、回収、督促、個票審査、疑義照会及び調査全般のコールセンターを一括して民間委託しています。

- b 調査方法の変更の前後において、回収状況はどのようにになっているか。

### ＜回答＞

回収率は変更前（平成24年）が94.9%、変更後（平成25年）が95.2%となっており、民間委託前と同様の水準を維持しています。

(論点)

<イ関係>

- 前回諮問時の議論においては、経年的な変動がない事項など、調査事項全体を網羅的に検査した上で、プレプリントの拡大の可能性についても検討することとされている。については、今回の見直しにより、プレプリントされる調査事項はどのようなデータに基づき、結論を得たのか。また、当該データからみて、更なるプレプリントの拡大の余地はないのか。

<回答>

前回諮問時に指摘された工業用地を含め、プレプリントの余地があると思われる3つの事項について確認したところ、以下のとおりでした。

これらのうち、「経営組織」と「資本金額又は出資金額」については、経的な変化がほとんどなく、さらに新たなプレプリントが全ての調査対象に及ぶことから新たに追加したいと考えています。

(参考)

前年と同じ事業所の割合

(工業統計調査の平成24年と25年データの内、接続できた事業所を対象)

経営組織 : 99.9% (200,962件/201,194件)

資本金又は出資金額 : 97.7% (176,374件/180,559件)

敷地面積 : 87.8% (35,505件/40,456件)

### 3 その他

#### <オンライン調査の推進について>

本調査は、調査員、郵送及びオンラインによる自計報告で実施されているが、「第Ⅱ期基本計画」の別紙において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を（中略）導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。」とされている。

上記の指摘事項に関する対応状況等について検討する必要がある。

#### (論点)

- a 最近（3か年度）の調査票の回収状況（回収率、オンライン利用率等）は、調査票や調査系統ごとでどのようにになっているか。
- b オンライン調査の推進を図るため、これまでどのような取組を行ってきており、その効果などはどのようなものであったか。また、今後、オンラインを利用する報告者を増やしていくため、どのような対策や取組を行うこととしているのか。

##### 【参考】第Ⅱ期基本計画（抄）

###### 「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (3) オンライン調査の推進	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。

#### <回答>

- a 本調査のオンライン利用は国担当調査で実施しており回答率は以下のとおりです。

<平成24年> オンライン利用率 0.6% (1,288事業所)

(甲: 923、乙: 365)

回答可能事業所数 3,073 事業所

<平成25年> オンライン利用率 0.6% (1,266事業所)

(甲: 910、乙: 356)

回答可能事業所数 3,160 事業所

<平成26年> (注) オンライン利用率 1.2% (2,497事業所)

(甲: 1,744、乙: 753)

回答可能事業所数 (51,577 事業所)

(注) 調査途中であるため7月31日現在の回収数による参考値

- b 平成24年及び平成25年調査では、本社一括対象のうちオンライン調査を希望する企業（事業所）をオンライン対象としていましたが、平成26年調査では国担当調査の全事業所をオンライン対象とする対象範囲の拡充を行いました。このような取組により、オンライン調査で回収した調査票の件数は徐々に拡大してきたところです。今回の調査より、調査

員調査の全事業所をオンライン対象として拡充する予定であり、今後はこの実施状況を検証するなどし、オンライン調査システムの機能改善への意見出しも含め、より一層のオンライン利用向上に資するようにしてまいりたいと考えております。